

## 議案第9号

南房総市千倉B&G海洋センターの管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

南房総市千倉B&G海洋センターの管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月27日提出

南房総市長 石井 裕

南房総市千倉B&G海洋センターの管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例

南房総市千倉B&G海洋センターの管理及び運営に関する条例（平成18年南房総市条例第103号）の一部を次のように改正する。

別表ミーティングルームの項を次のように改める。

トレーニングルーム	1人につき	110円	220円
-----------	-------	------	------

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第9号 南房総市千倉B&G海洋センターの管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例  
 新旧対照表 (下線部分は改正部分)

改 正 案				現 行			
第1条～第11条 (略)				第1条～第11条 (略)			
別表 (第8条関係)				別表 (第8条関係)			
名称	単位	金額		名称	単位	金額	
		市内者	市外者			市内者	市外者
<u>トレーニング</u>	<u>1人に</u>	<u>110円</u>	<u>220円</u>	<u>ミーティング</u>	<u>1時間</u>	<u>110円</u>	<u>220円</u>
<u>ルーム</u>	<u>につき</u>			<u>ルーム</u>	<u>につき</u>		
備考 (略)				備考 (略)			

附 則 (抄)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。